



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社西島製作所
代表者名 代表取締役社長 原田 耕太郎
(コード：6363、東証第1部)
問合せ先 執行役員経理部長 太田尾 光一
(TEL. 072-695-0551)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 134 回定時株主総会での承認を前提として、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)により新たに導入される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 移行の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図る目的で、移行するものです。

2. 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日に開催する当社第 134 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更

監査等委員会設置会社に移行するべく所要の定款変更、また同時に改正会社法により会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の定款変更を行い、併せてこれらの定款変更に伴う必要な条項の加除を行うものです。尚、変更内容は別紙のとおりです。

以 上

株式会社西島製作所 定款変更(案)

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
第1条～第9条 (条文省略)	第1条～第9条 (現行どおり)
第10条(基準日)当社は、この定款第13条2項、 <u>第46条1項及び第47条</u> に定める日を基準日とする。 (条文省略)	第10条(基準日)当社は、この定款第13条第2項、 <u>第41条第1項及び第42条</u> に定める日を基準日とする。 (現行どおり)
第11条～第19条 (条文省略)	第11条～第19条 (現行どおり)
第20条(取締役の定員)当社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	第20条(取締役の定員)当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、7名以内とする。 — <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。
第21条(取締役の選任)取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 条文省略	第21条(取締役の選任)取締役は <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (現行どおり)
第22条(取締役の任期)取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員によって就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。 (新設) (新設) (新設)	第22条(取締役の任期)取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員によって就任した取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。 — <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> — <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> — <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第23条(代表取締役)当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって定める。	第23条(代表取締役)当社を代表する取締役は、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から取締役会の決議によって定める。

株式会社西島製作所 定款変更(案)

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>第24条(役付取締役)取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条(役付取締役)取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条(取締役の報酬等)取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条(取締役の報酬等)取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第27条(取締役の責任免除) (条文省略) 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第27条(取締役の責任免除) (現行どおり) 当社は<u>取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第28条(取締役会の招集通知)取締役の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</p>	<p>第28条(取締役会の招集通知)取締役の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</p>
<p>第29条(取締役会の決議の省略)当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第29条(取締役会の決議の省略)当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第31条(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第32条(<u>監査等委員会の設置</u>)当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>

株式会社西島製作所 定款変更(案)

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<u>第32条(監査役の定員) 当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
<u>第33条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
<u>第34条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠によって就任した監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u> <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。</u>	(削除)
<u>第35条(常勤監査役及び常任監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、監査役の互選をもって、常任監査役を定めることができる。</u>	(削除)
<u>第36条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第37条(監査役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(削除)
<u>第38条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができる。</u>	<u>第33条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し緊急のときは、これを短縮することができ</u>

株式会社西島製作所 定款変更(案)

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>第39条(監査役会規則)監査役会に関する事項については、<u>監査役会で定める監査役会規則</u>による。</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>第43条(会計監査人の報酬等)会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>る。</p> <p>第34条(監査等委員会規則)監査等委員会に関する事項については、<u>監査等委員会で定める監査等委員会規則</u>による。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条(会計監査人の報酬等)会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>1 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、<u>第134回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)</u>の賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第134回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u></p>